

令和 6 年 9 月

第 6 回

横 手 市 議 会
定 例 会 議 案
(追 加 議 案)

令和6年第6回横手市議会9月定例会追加議案一覧表

(1) 議案第98号	横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	1	～	2
(2) 議案第99号	横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	3	～	4
(3) 議案第100号	横手市病院事業管理者の給料額、旅費額及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	5	～	7
(4) 議案第101号	損害賠償(内払金)の額を定めることについて	8	～	9
(5) 議案第102号	令和6年度横手市一般会計補正予算(第5号)	予算書の頁		
(6) 議案第103号	令和6年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁		
(7) 議案第104号	令和6年度横手市病院事業会計補正予算(第2号)	予算書の頁		

議案第 9 8 号

横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

市長及び副市長の給料の額を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成１７年横手市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 １～１１　〔略〕	附 則 １～１１　〔略〕 <u>１２　令和６年１０月１日から令和６年１０月３１日までの間 における市長及び副市長の給料の額は、第３条第１項の規定 にかかわらず、同項に定める額からその額に１００分の１０ を乗じて得た額を減じた額とする。</u>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 99 号

横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

教育長の給料の額を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成１７年横手市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 １～４ 〔略〕	附 則 １～４ 〔略〕 <u>５ 令和６年１０月１日から令和６年１０月３１日までの間に おける教育長の給料の額は、第３条第１項の規定にかかわら ず、同項に定める額からその額に１００分の１０を乗じて得 た額を減じた額とする。</u>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 0 0 号

横手市病院事業管理者の給料額、旅費額及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

病院事業管理者の給料の額を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市病院事業管理者の給料額、旅費額及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

横手市病院事業管理者の給料額、旅費額及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例（平成17年横手市条例第319号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給料額） 第2条 給料額は、月額78万9,000円<u>以内</u>とする。 附 則 1・2 [略]	（給料額） 第2条 給料額は、月額78万9,000円とする。 附 則 1・2 [略] <u>3 令和6年10月1日から令和6年10月31日までの間に</u> <u>おける病院事業管理者の給料の額は、第2条の規定にかかわ</u> <u>らず、同条に定める額からその額に100分の10を乗じて</u> <u>得た額を減じた額とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 101 号

損害賠償（内払金）の額を定めることについて

次のとおり車両事故による損害賠償金の内払をするものとする。

- 1 事故発生日時 令和 6 年 5 月 17 日（金）午前 11 時 25 分頃
- 2 事故発生場所 横手市内
- 3 相手方
- 4 事故の概要
- 5 事故処理
- 6 損害賠償額 1,657,194 円

令和 6 年 9 月 6 日 提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第102号

令和6年度横手市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度横手市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,708,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月6日提出
横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金		3, 942, 752	3, 750	3, 946, 502
	1 県負担金	2, 032, 521	3, 750	2, 036, 271
19 繰入金		5, 374, 369	97, 950	5, 472, 319
	2 基金繰入金	4, 716, 946	97, 950	4, 814, 896
歳 入	合 計	61, 607, 100	101, 700	61, 708, 800

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		10,118,849	△274	10,118,575
	1 総務管理費	9,307,650	△274	9,307,376
3 民生費		15,042,315	5,000	15,047,315
	5 災害救助費	870	5,000	5,870
10 教育費		5,777,647	△70	5,777,577
	1 教育総務費	954,468	△70	954,398
11 災害復旧費		321,612	97,044	418,656
	1 農林水産業施設災害復旧費	207,901	90,359	298,260
	2 公共土木施設災害復旧費	113,710	6,685	120,395
歳 出	合 計	61,607,100	101,700	61,708,800

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金	3, 942, 752	3, 750	3, 946, 502
19 繰入金	5, 374, 369	97, 950	5, 472, 319
計	61, 607, 100	101, 700	61, 708, 800

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	10, 118, 849	△274	10, 118, 575					△274
3 民生費	15, 042, 315	5, 000	15, 047, 315		3, 750			1, 250
10 教育費	5, 777, 647	△70	5, 777, 577					△70
11 災害復旧費	321, 612	97, 044	418, 656					97, 044
計	61, 607, 100	101, 700	61, 708, 800		3, 750			97, 950

2. 歳入

16 款 県支出金

1 項 県負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,733,658	3,750	1,737,408	7 災害弔慰金負担金	3,750	災害弔慰金負担金 3,750
計	2,032,521	3,750	2,036,271			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,840,698	97,950	2,938,648	1 財政調整基金繰入金	97,950	財政調整基金繰入金 97,950
計	4,716,946	97,950	4,814,896			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	2,370,037	△274	2,369,763				△274	2 給料	△274	特別職人件費（三役等） △274
計	9,307,650	△274	9,307,376				△274			

3 款 民生費

5 項 災害救助費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 災害救助費	870	5,000	5,870	3,750			1,250	19 扶助費	5,000	災害弔慰金支給事業 5,000
計	870	5,000	5,870	3,750			1,250			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2事務局費	806,405	△70	806,335				△70	2給料	△70	特別職人件費（教育長） △70
計	954,468	△70	954,398				△70			

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 農業施設災害復旧費	57,460	27,000	84,460				27,000	12 委託料	27,000	農地農業用施設災害復旧事業 27,000
2 林業施設災害復旧費	150,441	63,359	213,800				63,359	10 需用費	29,649	林業施設災害復旧事業 63,359
								13 使用料及び賃借料	18,980	
								15 原材料費	14,730	
計	207,901	90,359	298,260				90,359			

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3都市計画施設災害復旧費	0	6, 685	6, 685				6, 685	12 委託料	958	都市計画施設災害復旧事業 6, 685
								13 使用料及び賃借料	4, 331	
								15 原材料費	560	
								17 備品購入費	836	
計	113, 710	6, 685	120, 395				6, 685			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 〔年間支給率〕 (月分)	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	3		32,702	10,272 (3.25)		153	10,774	53,901	6,659	60,560	
	議 員	25	133,668		41,633				175,301	38,676	213,977	
	その他の 特 別 職	2,888	129,967	8,414	2,650 (3.25)		51	2,130	143,212	600	143,812	
	計	2,916	263,635	41,116	54,555		204	12,904	372,414	45,935	418,349	
補正前	長 等	3		32,976	10,272 (3.25)		153	10,774	54,175	6,659	60,834	
	議 員	25	133,668		41,633				175,301	38,676	213,977	
	その他の 特 別 職	2,888	129,967	8,484	2,650 (3.25)		51	2,130	143,282	600	143,882	
	計	2,916	263,635	41,460	54,555		204	12,904	372,758	45,935	418,693	
比 較	長 等			△274					△274		△274	
	議 員											
	その他の 特 別 職			△70					△70		△70	
	計			△344					△344		△344	

議案第 1 0 3 号

令和 6 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度横手市の市営温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6 1, 2 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日 提出
横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰越金		13,700	1,726	15,426
	1 繰越金	13,700	1,726	15,426
4 諸収入		1,530	377	1,907
	2 雑入	1,528	377	1,905
歳 入	合 計	459,156	2,103	461,259

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 施設経営費		456,156	2,103	458,259
	1 施設経営費	456,156	2,103	458,259
歳 出	合 計	459,156	2,103	461,259

市営温泉施設特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰越金	13,700	1,726	15,426
4 諸収入	1,530	377	1,907
計	459,156	2,103	461,259

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 施設経営費	456, 156	2, 103	458, 259					2, 103
計	459, 156	2, 103	461, 259					2, 103

2. 歳入

3 款 繰越金

1 項 繰越金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	13,700	1,726	15,426	1 繰越金	1,726	さくら荘 1,726
計	13,700	1,726	15,426			

4 款 諸収入

2 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	1,528	377	1,905	1 雑入	377	さくら荘 377
計	1,528	377	1,905			

3. 歳出

1 款 施設経営費

1 項 施設経営費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 さくら荘経 営費	192, 997	2, 103	195, 100				2, 103	1 報酬	2, 244	施設経営費 2, 103
								3 職員手当等	△141	
計	456, 156	2, 103	458, 259				2, 103			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(54) 4	113,037	16,336	46,373	175,746	25,754	201,500	
補 正 前	(54) 4	110,793	16,336	46,514	173,643	25,754	199,397	
比 較	()	2,244		△141	2,103		2,103	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 勤 務 当 手 当	時間外 勤務 当 手 当	宿 日 直 当 手 当	管理職員 特別勤務 当 手 当	夜 間 勤 務 当 手 当	休 日 勤 務 当 手 当	管理職 勤 務 当 手 当	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 当 手 当	児 童 当 手 当	単 身 赴 任 当 手 当	地 域 当 手 当	退 職 手 当 金 負 担 金	合 計
補 正 後	636		294		2,545				210		22,069	19,219	280	140			980	46,373
補 正 前	636		294		2,545				210		22,145	19,284	280	140			980	46,514
比 較											△76	△65						△141

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(54)	113,037		34,500	147,537	20,475	168,012	
補 正 前	(54)	110,793		34,641	145,434	20,475	165,909	
比 較	()	2,244		△141	2,103		2,103	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手 当	時 間 外 勤 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後											18,374	16,126						34,500
補 正 前											18,450	16,191						34,641
比 較											△76	△65						△141

議案第104号

令和6年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度横手市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度横手市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 市立横手病院事業費用	5,800,000 千円	△ 78 千円	5,799,922 千円
第1項 医業費用	5,766,908 千円	△ 78 千円	5,766,830 千円
合 計	8,718,000 千円	△ 78 千円	8,717,922 千円

第3条 予算第8条に定めた職員給与費を次のとおりに改める。

		補正前	補正後
(1) 職員給与費	市立横手病院	3,354,796 千円	3,354,718 千円

令和6年9月6日提出
横手市長 高 橋 大

病院事業会計補正予算（第２号）に関する説明書

令和 6 年度横手市病院事業会計補正予算（第 2 号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業費用			5, 800, 000	△ 78	5, 799, 922
	1. 医業費用		5, 766, 908	△ 78	5, 766, 830
		1. 給 与 費	3, 354, 796	△ 78	3, 354, 718
合 計			8, 718, 000	△ 78	8, 717, 922

令和 6 年度 横手市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 20,022	有形固定資産の取得による支出	△ 494,104
減価償却費	629,264	国県補助金による収入	1,354
固定資産除却費	17,332	看護師等奨学金貸付による支出	△ 1,200
引当金の増減額	308	看護師等奨学金返還による収入	2
長期前受金戻入額	△ 41,784	看護師等奨学金返還免除	2,400
受取利息及び配当金	△ 323	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 491,548
支払利息	46,528		
未収金の増減額	0	3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
未払金の増減額	0	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	478,600
その他流動負債の増減額	0	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 704,367
小計	631,303	他会計からの出資による収入	369,017
利息及び配当金の受取額	323	財務活動によるキャッシュ・フロー	143,250
利息の支払額	△ 46,528		
業務活動によるキャッシュ・フロー	585,098	4 資金増減額	236,800
		5 資金期首残高	4,000,459
		6 資金期末残高	4,237,259

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△ 78	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 78	特別職の給料減額	

令和 6 年度横手市病院事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部			
	千円	千円	千円
1. 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ. 土地		722, 500	
ロ. 建物	11, 937, 166		
減価償却累計額	<u>△ 7, 989, 789</u>	3, 947, 377	
ハ. 構築物	392, 893		
減価償却累計額	<u>△ 276, 669</u>	116, 224	
二. 器械及び備品	6, 431, 507		
減価償却累計額	<u>△ 5, 010, 902</u>	1, 420, 605	
ホ. 車両	43, 324		
減価償却累計額	<u>△ 34, 985</u>	8, 339	
ヘ. 建設仮勘定	<u>10, 250</u>	<u>10, 250</u>	
有形固定資産 合 計			6, 225, 295
(2) 投資その他の資産			
イ. 長期貸付金		16, 198	
ロ. 貸倒引当金		<u>△ 6, 400</u>	
投資その他の資産 合 計			<u>9, 798</u>
固 定 資 産 合 計			6, 235, 093
2. 流 動 資 産			
(1) 現金預金		4, 237, 259	
(2) 未収金		1, 267, 534	
(3) 有価証券		0	
(4) 貯蔵品		83, 467	
(5) 短期貸付金		0	
流 動 資 産 合 計			<u>5, 588, 260</u>
資 産 合 計			<u><u>11, 823, 353</u></u>

負 債 の 部			
	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>3,193,452</u>		
企 業 債 合 計		3,193,452	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	<u>997,305</u>		
引 当 金 合 計		<u>997,305</u>	
固 定 負 債 合 計			4,190,757
4. 流 動 負 債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債			
イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>669,763</u>		
企 業 債 合 計		669,763	
(3) 未払金		400,575	
(4) 預り金		40,638	
(5) 引当金			
イ. 賞与引当金	216,415		
ロ. 法定福利費引当金	<u>40,998</u>		
引 当 金 合 計		<u>257,413</u>	
流 動 負 債 合 計			1,368,389
5. 繰 延 収 益			
長期前受金		945,551	
長期前受金収益化累計額		<u>△ 797,949</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>147,602</u>
負 債 合 計			<u><u>5,706,748</u></u>

資 本 の 部			
6. 資 本 金			6,868,086
7. 剰 余 金			
(1) 利益剰余金			
イ. 減債積立金	<u>22,938</u>		
(2) 欠損金			
イ. 当年度未処理欠損金	<u>774,419</u>		
欠 損 金 合 計		<u>774,419</u>	
欠 損 金 合 計			<u>751,481</u>
資 本 合 計			<u>6,116,605</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>11,823,353</u></u>

令和6年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）説明資料

収益的收入及び支出

支 出

（単位：千円）

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院事業費用	5,800,000	△ 78	5,799,922	
1 項 医業費用	5,766,908	△ 78	5,766,830	
1 目 給 与 費	3,354,796	△ 78	3,354,718	
給 料	1,416,745	△ 78	1,416,667	
合 計	8,718,000	△ 78	8,717,922	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法 定額法

主な耐用年数	市立横手病院	市立大森病院
建物	3年～39年	6年～39年
構築物	10年～30年	10年～20年
機械及び備品	3年～20年	3年～15年
車両	4年～6年	4年～6年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（３）法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

４ その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

１ 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（１年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は２，２２８，１５４千円（うち市立横手病院は１，２５１，４０６千円、うち市立大森病院は９７６，７４８千円）である。

Ⅲ. その他の注記

１ 引当金の取崩し

（１）賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として８５２，３０７千円（うち市立横手病院は５７０，１７２千円、うち市立大森病院は２８２，１３５千円）を支給するため、賞与引当金２１４，５０６千円（うち市立横手病院は１３９，０８６千円、うち市立大森病院は７５，４２０千円）を使用する。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として733,637千円（うち市立横手病院は477,794千円、うち市立大森病院は255,843千円）を支払いするため、法定福利費引当金42,599千円（うち市立横手病院は27,756千円、うち市立大森病院は14,843千円）を使用する。

IV. 開示すべきセグメント情報

- 1 セグメントの区分については、横手市病院事業会計規程に基づき、病院単位に区分している。

(単位：千円)

区 分	市立横手病院	市立大森病院	計
医 業 収 益	5,456,300	2,687,182	8,143,482
医 業 費 用	5,766,830	2,894,064	8,660,894
医 業 損 益	△ 310,530	△ 206,882	△ 517,412
医 業 外 収 益	343,699	230,818	574,517
医 業 外 費 用	32,092	22,936	55,028
医 業 外 損 益	311,607	207,882	519,489
特 別 損 益	△ 999	△ 1,000	△ 1,999
純 利 益	78	0	78
資 産	7,662,621	4,160,732	11,823,353
負 債	3,640,942	2,065,806	5,706,748
資 本	4,021,679	2,094,926	6,116,605